

三重県病院薬剤師会における学術活動（講演会、研修活動、等）に係る利益相反マネジメント規程

三重県病院薬剤師会

（目的）

第1条 三重県病院薬剤師会（以下、「本会」と略す）は、その学術活動（講演会、研修活動、等）における利益相反規程を策定する。その目的は、本会は講演者・発表者の正当な権利を認めつつ、営利関連企業・団体との間の利益相反関係の透明性を担保することにある。

（対象者）

第2条 利益相反状態が生じる可能性がある下記の対象者に対し、本規程を適用する。

- 1) 本会が主催する学術集会等での講演者・発表者（筆頭者のみ）
- 2) 本会が発行する会誌での発表者（筆頭著者のみ）
- 3) 本会（委員会・部会）が主導して臨床研究を計画・実施する場合の研究代表者

（開示の範囲）

第3条 開示する利益相反の範囲については以下に定める。

- 1) 本会が主催する学術集会等での講演者・発表者（筆頭者のみ）は、発表内容に関連する事項を開示する。
- 2) 本会が発行する会誌での発表者（筆頭著者のみ）は、発表内容に関連する事項を掲載時に開示する。
- 3) 本会（委員会・部会）が主導して臨床研究を計画・実施する場合の研究代表者は、研究内容に関連する事項を発表時あるいは掲載時に開示する。

（開示の方法）

第4条 開示の時期および方法については以下に定める。

- 1) 本会が主催する学術集会等の講演者・発表者は、発表時に定められた形式で開示する。
- 2) 本会が発行する会誌での発表者（筆頭著者のみ）は、定められた形式で開示する。
- 3) 本会（委員会・部会）が主導して臨床研究を計画・実施する場合の研究代表者は、定められた形式で開示する。

(開示すべき項目)

第5条 開示すべき項目については以下に定める。

- 1) 企業や営利を目的とした団体からの報酬等の収入
(1つの企業・団体から年間100万円を超えるもの)
- 2) 株の保有
(1つの企業の株式による年間利益が100万円を超えるもの、あるいは当該全株式の5%を超えて保有している場合)
- 3) 企業や営利を目的とした団体から知的財産権使用料(特許権使用料等)として支払われた収入など
(1つにつき年間100万円を超えるもの)
- 4) 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席(発表)に対し、研究を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料
(1つの企業・団体からの年間合計50万円を超えるもの)
- 5) 企業や営利を目的とした団体のパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料など
(1つの企業・団体から年間合計50万円を超えるもの)
- 6) 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費(受託研究、共同研究、助成金、寄付金)など
(1つの企業・団体から支払われた総額が年間200万円を超えるもの)

*ただし6)については、個人への研究費に加えて、共同研究者または発表者が部署(講座、薬剤部、薬局)の長である場合は、当該部署への研究費は、部署の長の収入として申告・開示する必要がある。

(自己申告書の取扱い)

第6条 本規程に基づいて、対象者は、定められた様式を用いて自己申告を行うものとする。尚、自己申告書は発表後、5年間自ら保管するものとする。

(開示形式)

第7条 本規程に基づいて、講演者・発表者・代表研究者が口頭で発表する場合には、下記の例に示すようなスライドで開示内容を明記する。開示すべきものが無い場合においても、「開示すべき利益相反関係が無い」旨、明記する。また、本会が発行する会誌により発表する際には、開示内容を文章で明記する。開示すべきものが無い場合においても同様とする。

(開示例 1)

**三重県薬剤師学術フォーラム
COI 開示
筆頭演者：三重 太郎**

発表内容に関連し、開示すべき
COI関係にある企業などはありません。

(開示例 2)

**三重県薬剤師学術フォーラム
COI 開示
筆頭演者：三重 太郎**

発表内容に関連し、開示すべき
COI関係にある企業として、
講演料：〇〇製薬株式会社
原稿料：▽▽薬品株式会社

(規程の改廃)

第8条 本規程は、三重県病院薬剤師会 学術研修委員会の発議を経て、理事会の決議をもって変更できるものとする。

制定 平成 30 年 8 月 27 日